

添付法令資料 5 :

水及び鉱産物資源の分野における行政違反処分に関して定めるベトナム政府の議定
(目次)

2017年4月3日付第33/2017/ND-CP号議定/17.05.20施行

- 第1章 総則 (第1条ないし第3条)
- 第2章 水資源の分野における行政違反行為、処分形式、罰金額及び結果克服方法
 - 第1目 水資源の規画、基本調査、探査、開拓及び利用並びに地下水掘削業務従事に関する規定に対する違反 (第4条ないし第11条)
 - 第2目 貯水池の合同運行手順に関する規定に対する違反 (第12条ないし第18条)
 - 第3目 水資源の保護に関する規定に対する違反 (第19条ないし第26条)
 - 第4目 資源管理に関するその他の規定に対する違反 (第27条及び第28条)
- 第3章 鉱産物資源の分野における行政違反行為、処分形式、罰金額及び結果克服方法
 - 第1目 組織又は個人による鉱産物活動及び鉱産物管理の責任に関する規定に対する違反 (第29条ないし第50条)
 - 第2目 開拓区における安全技術に関する規定に対する違反 (第51条ないし第58条)
- 第4章 水及び鉱産物資源の分野における行政違反処分権限及び結果克服方法の適用 (第59条ないし第66条)
- 第5章 施行条項 (第67条及び第68条)